

【Ⅳ 平成24年主要製品 生産、出荷、在庫実績】

(生産動態統計調査)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号。以下「規則」という。）によって実施される。

(3) 調査の範囲

規則別表に掲げる鉱産物及び工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所である。

〈機械〉

第1表 機械

従業者50名以上の事業所及び経済産業大臣が指定するもの

ただし、次の生産品目はそれぞれの基準による。

従業者30名以上

印刷・製版・製本及び紙工機械、農業用機械器具及び木材加工機械、金属加工機械及び鑄造装置、食料品加工機械、包装機械及び荷造機械、ミシン及び繊維機械（ミシン部門）、機械工具、自転車及び車いす（車いす部門）

従業者20名以上

金型

従業者10名以上

自転車及び車いす（完成自転車部門）

すべての事業所を対象とするもの

航空機、武器

〈鉄鋼・非鉄金属・金属製品〉

第2表 鉄鋼・非鉄金属・金属製品

すべての事業所

ただし、次の生産品目はそれぞれの基準による。

従業者50名以上

鉄構物、ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器

従業者30名以上

架線金物、ばね、弁及び管継手、空気動工具、のこ刃及び機械刃物、粉末や金製品（超硬チップを除く）、可鍛鑄鉄及び精密鑄造品、ダイカスト

従業者20名以上

作業工具、鍛工品、銑鉄鑄物、アルミニウム鑄物

従業者10名以上

銅・銅合金鑄物

〈窯業・土石製品〉

第3表 陶磁器製品（土器、瓦、陶管及び陶びんを除く）

従業者5名以上の事業所

第4表 耐火れんが

すべての事業所

第5表 不定形耐火物

すべての事業所

第6表 セメント製品

従業者20名以上の事業所

〈プラスチック製品〉

第7表 プラスチック製品

従業者40名以上の事業所

〈繊維製品〉

第8表 紡績糸

従業者20名以上の事業所又は精紡機800錘以上を有するもの

第9表 織物

従業者10名以上の事業所及び経済産業大臣の指定するもの

第10表 不織布

従業者20名以上の事業所及び経済産業大臣の指定するもの

第11表 染色整理

主たる工程を動力による機械設備によって行い、従業者20名以上の事業所

(4) 調査の組織

経済産業省—県—調査員—事業所

(5) 調査の方法

事業所の管理責任者を報告義務者とし調査員調査、郵送調査、オンライン調査により行う。

(6) 調査事項

生産高
出荷高
販売額
在庫高
原材料
従業者数
機械及び設備

(7) 用語の解説

ア 製品

(ア) 生産

調査期間中に自工場で実際に生産(又は加工)を終えた製品の数量である。したがって、他から委託を受けて自工場生産したものを含み、他に生産を委託したものは含まない。

(イ) 生産金額

調査期間中に自工場で実際に生産した製品の契約価格又は生産販売価格(積込料、運賃、保険料及びその他の諸掛りを除き、消費税を含む)である。

(ウ) 受入

調査期間中に自工場又は倉庫に受入れた数量で次のものをいう。

- a 委託先の工場から受け入れたもの
- b 購入したもの
- c 自企業内の他の工場から受け入れたもの
- d 出荷したもののうち、返品となったもの

(エ) 出荷

調査期間中に自工場又は所属倉庫から実際に管理をはなれた製品の数量である。

(オ) 販売

調査期間中に販売することを目的として出荷したもの。

(カ) 販売金額

調査期間中に出荷した製品の契約価格又は生産者販売価格である。

(キ) 在庫

調査期間の末日現在において、自工場生産した製品及び受入れ品で、当該事業所が保管している製品の数量である。

イ 常用従業者

調査期間の末日現在において、実際に調査品目の生産・管理及びその他の業務に常時従事している次の者をいう。

(ア) 期間を定めず又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者

(イ) 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヶ月の各月において18日以上雇われた者

(ウ) 会社役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(エ) 個人事業主又は家族従業者のうち、常時その業務に従事し、給与の支払いを受けている者

(8) 利用上の注意

ア 表中の年計は、生産・出荷・販売については年間の合計、在庫・保有台数は12月末の値である。

イ この統計表は平成25年4月10日現在で本県が把握している数値により作成している。

平成24年 岐阜県鉱工業生産動態統計調査結果

＝岐阜県環境生活部統計課＝

【 I 調査の概要】

1 調査の目的

岐阜県鉱工業指数その他鉱工業生産の動態に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則(平成21年岐阜県規則第38号)によって実施される県指定統計調査である。

3 調査の期日

毎月の実績を、毎月末日現在で調査したものである。

4 調査の範囲

知事の指定する品目を生産する事業所のうち知事が指定する事業所とする。

5 調査の組織

県一事業所

6 調査の方法

事業所の管理責任者を報告義務者とし、郵送調査により行う。

7 調査事項

事業所に関する事項……事業所の名称
事業所の所在地
従業者数
生産品目に関する事項…生産高
出荷高
在庫高

8 利用上の注意

表中の年計は、生産・出荷については年間の合計、在庫は12月末の値である。